

事 務 連 絡

令和2年3月4日

学 校 長 様

四万十町教育委員会事務局

学 校 教 育 課 長

一斉臨時休業中における児童生徒の学籍上の取扱いについて

うえのことにつきまして、下記の内容を確認の上、適切に対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 卒業式に出席する児童生徒の取扱い

- ・ 卒業式を儀式的行事として教育課程上に位置づけるため、卒業式の日を授業日扱いとする。
- ・ 指導要録の出欠の記録の対象となるため、児童生徒は出席が必要となり、出席しない場合は、欠席の扱いとなる。

2 私立および公立高校入学者選抜のための学力検査を受検する生徒の取扱い

- ・ 学力検査を受検するために授業日を欠席する場合には、通常、出席停止扱いとすることとしているが、臨時休業中の高等学校入学者選抜については、授業日とはしない。

3 出席簿の取扱い

- ・ 出席簿の表示は、臨休（感染症対策）等とする。

〈問い合わせ〉

四万十町教育委員会事務局 学校教育課
研修指導員